

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第1条に規定する目的の趣旨を踏まえ、公有水面埋立事業の実施による外来生物の侵入を防止することにより、生物の多様性を確保し、もって祖先から受け継いだ本県の尊い自然環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公有水面埋立事業 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づく免許を受け、又は同法第42条第1項の規定に基づく承認を受けて行う公有水面の埋立ての事業をいう。
- (2) 特定外来生物 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に規定する特定外来生物をいう。
- (3) 事業者 公有水面埋立事業を実施する者をいう。
- (4) 埋立用材 埋立てに用いられる土砂、岩ずり及び埋立てに関連した護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の基礎捨石、被覆石、裏込石等をいう。
- (5) 搬入 積荷を陸揚げすること、その運搬の用に供する船舶を岸壁、栈橋、浮栈橋、物揚場若しくは船揚場に係留すること、又は当該船舶から公有水面埋立てを予定する海域に投入すること（第三者をしてこれらを行わせることを含む。）をいう。

(搬入の禁止)

第3条 事業者は、その実施する公有水面埋立事業に伴い特定外来生物が付着又は混入している埋立用材を県内に搬入してはならない。

(埋立用材の搬入の届出)

第4条 事業者は、公有水面埋立事業において、その採取場所が県外の地域である埋立用材を県内に搬入しようとするときは、当該埋立用材を県内に搬入する予定日の90日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該埋立用材を使用する公有水面埋立事業の名称
- (3) 当該埋立用材の種類、用途及び数量
- (4) 当該埋立用材を採取する場所の位置、区域及び面積
- (5) 当該埋立用材を県内に搬入する予定日、経路及び方法
- (6) 当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入の有無の確認のために行った調査の内容、当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入があったときの防除策について行った検討内容並びに防除の実施の有無及びその内容
- (7) 当該埋立用材を採取し、又は県内に搬入する施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (8) 第6号の調査、検討及び防除を実施した施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (9) 当該埋立用材を県内に搬入した後に特定外来生物が付着又は混入していることが明らかになったときの防除策の概要
- (10) その他規則で定める事項
（変更の届出）

第5条 前条の規定による届出をした事業者が、前条各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

（届出又は搬入中止の勧告）

第6条 知事は、事業者が第4条の規定による届出又は前条の規定による変更の届出をしなかったときは、事業者に対し、届出するよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項に規定する勧告に応じないときは、事業者に対し、搬入の中止を勧告することができる。

（報告、勧告等）

第7条 知事は、第4条の規定による届出又は第5条の規定による変更の届出があったときは、この条例の目的達成のため必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をすることができる。

（立入調査等）

第8条 知事は、特定外来生物が付着又は混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときは、その県内への搬入の前後にかかわらず、当該職員又は知事の指定した者に、当該埋立用材の所在する場所に立ち入り、当該埋立用材を調査させ、関係者に質問させ、又は調査のために必要な最小量に限り、当該埋立用材を無償で集取させることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(防除の実施又は搬入等の中止の勧告)

第9条 知事は、前条第1項の規定による立入調査等の結果、埋立用材に特定外来生物が付着又は混入していると認めるときは、事業者に対し、当該埋立用材の防除の実施又は搬入若しくは使用の中止を勧告することができる。

2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、当該埋立用材の搬入又は使用の中止を勧告することができる。

(1) 第7条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は勧告若しくは助言に正当な理由なく応じないとき。

(2) 前条第1項の規定による立入調査等に正当な理由なく応じないとき。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第10条 知事は、第7条、第8条第1項及び前条に規定する措置をとるときには、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(公表等)

第11条 知事は、事業者が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第6条第2項の規定による勧告に応じなかったとき。

(2) 第7条、第8条第1項又は第9条の規定による措置に応じず、この条例の目的達成に支障が生ずるおそれがあると認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定外来生物の付着又は混入防止のため適切な措置をとらなかったとき。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表をしよう

とする者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に埋立用材を県内に搬入する場合について適用する。

3 施行日から平成28年1月30日までの間に、公有水面埋立事業において、その採取場所が県外の地域である埋立用材を県内に搬入しようとする事業者に対する第4条の規定の適用については、同条中「当該埋立用材を県内に搬入する予定日の90日前までに」とあるのは、「平成27年11月1日までに」とする。